平成２１年（フ）第３０４号
青森市幸畑４丁目13番11号
債務者　工藤　　潔
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
青森市幸畑４丁目13番11号
債務者　工藤優規子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
青森県下北郡東通村大字野牛字稲崎平86番地５
債務者　濱田　あき
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９１号
東京都羽村市神明台３丁目23番地１都営神明台３丁目アパート５―403
債務者　木村イメルダマリアノ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８１号
広島県福山市手城町１丁目10番14号
債務者　藤井　俊幸
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１０５号
秋田県横手市山内南郷字大平49番地
債務者　高橋美保子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第３７８号
静岡市葵区北2138番地の23
債務者　松永　明美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９０号
静岡県焼津市三和1712番地の１　長野荘１号
債務者　上野エツ子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５７号
東京都立川市栄町４丁目22番地の２メルベーユ205
債務者　ウォーラウォン　シィティポーン
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２５号
山口県周南市河東町３番13―505号
債務者　山口　幸恵
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１２９号
山口県光市大字岩田2419番地３
債務者　藤田　昌史
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１３１号
山口県周南市西松原３丁目６番３号　田中アパート３号
債務者　有井　秀貴
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１３２号
山口県周南市西松原３丁目６番３号　田中アパート３号
債務者　有井　浩代
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第３３２号
静岡県浜松市中区住吉５丁目１番21号　ラ・セフィーロⅡ105号
債務者　坂下　充由
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
静岡市駿河区池田716番地の４　第２コーポ池田101号、旧住所静岡市駿河区宮川17番地の５　柚木荘
債務者　杉山　　勇
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部